

議案第一号

千葉県立都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園
施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の
制定について

千葉県立都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年四月十八日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県立都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園
施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

千葉県立都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準
を定める条例（平成二十四年千葉県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「第二十一条第二項第一号」を「第二十二条第二項第一号」に改める。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。